

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年8月2日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

資 料

改正概要	1
改正内容	1
施行日	1

子育て支援課

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正概要

本条例（平成26年大磯町条例第12号）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の一部が改正され、令和5年9月16日から施行することに伴い、引用箇所の項数の改正が必要となったため本条例の規定を改正します。

2. 改正内容

第15条第1項第2号

認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

→ 「第10項」に改正

参考（認定こども園法）

第3条第10項 ⇒ 削除

指定都市等の長は、第1項又は第3項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第1項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

第3条第11項 ⇒ 「第10項」に改正

都道府県知事又は指定都市等の長は、当該都道府県又は指定都市等が設置する施設のうち、第1項又は第3項の当該都道府県又は指定都市等の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

3. 施行日

施行日は、令和5年9月16日とします。